

企業立地促進対策事業〈賃上げ環境整備に向けた設備投資支援〉

公 募 要 領

【事業概要】

物価高騰等の影響がある中で、県内中堅・中小企業の生産性向上等に資する設備投資又は創エネ関連の設備投資に係る費用の一部を助成することで、中堅・中小企業の負担を軽減し、製品の付加価値創出や事業活動の持続につなげ、賃上げに向けた環境を整備し、県内経済の成長を図ります。

区 分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率	助成限度額	投資下限額
生産性向上等に資する設備	建物・設備・ソフトウェア	県内全域	○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの (※1) ○県内中堅・中小企業の生産性向上等に資する設備、再生可能エネルギーを使った発電設備(売電目的のものを除く。)の導入に関するもの	投資額×15% ※2	2億円	1,000万円(税抜)
創エネ関連設備	設備			・創エネ設備(太陽光、風力、水力発電等の創エネ設備及び蓄電設備) 投資額×50% (創エネ設備に付随する設備は投資額×15% ※2)		

※1：対象業種

企業立地促進対策事業〈賃上げ環境整備に向けた設備投資支援〉助成金交付要綱 別表第1(本要領2(2))

※2：中山間地域は、投資額×20%

中山間地域の一覧は、次のとおり。

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市の一部

府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町の全域

(企業立地促進対策事業〈賃上げ環境整備に向けた設備投資支援〉助成金交付要綱 別表第3)

※3：本助成金は予算の範囲内で交付するため、予算の状況により、交付額が上記により算出した額を下回る場合があります。

【公募期間】

令和8年3月17日(火)～4月30日(木)17時15分【必着】

※先着順で受付し、審査・交付決定を行います。

公募期間中であっても予算がなくなり次第、公募を終了します。

【事業期間】

交付決定日から令和9年1月31日(日)まで

【提出・問い合わせ先】

広島県 商工労働局 県内投資促進課

住 所：〒730-8511 広島市中区基町10番52号

電 話：082-223-5050・5151

E-mail：syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp

令和8年3月
広島県 商工労働局

I 事業概要

1 目的

物価高騰等の影響がある中で、県内中堅・中小企業の生産性向上等に資する設備投資又は創エネ関連の設備投資に係る費用の一部を助成することで、中堅・中小企業の負担を軽減し、製品の付加価値創出や事業活動の持続につなげ、賃上げに向けた環境を整備し、県内経済の成長を図ることを目的とします。

2 助成対象

県内中堅・中小企業の生産性向上等に資する設備投資又は創エネ関連の設備投資の導入のための費用について県が一部を助成します。

(1) 助成対象事業者

次の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 2 条各号に規定する中小企業者、または産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 24 項に該当する中堅企業者の要件を満たす事業者であること。

〔中小企業者〕

業 種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する従業員の数
i 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 （ii、iii、ivを除く）	3億円以下	300人以下
ii 卸売業	1億円以下	100人以下
iii サービス業	5,000万円以下	100人以下
iv 企業組合、協業組合、事業協同組合、 事業協同小組合、商工組合、協同組合連 合会その他の特別の法律により設立された 組合及びその連合会	—	—

〔中堅企業者〕 常時使用する従業員の数：2,000人以下

- ② 広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 条）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は第 20 条第 1 項の規定による通報の対象となった者ではないこと。
- ③ 広島県内に事業場（工場等）を有すること。
- ④ 広島県の県税を滞納していないこと（納税義務者でない者は除く。）。

(2) 助成対象事業

助成の対象となるのは、生産性向上等に資する設備又は創エネ関連設備への投資費用で次の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 広島県内の事業場に関する設備投資であること。
- ② 次表に掲げる業種や事業所の所在地を管轄区域とする市町の産業振興を目的とした補助金等であって、設備投資に係るものの交付対象とされている事業に対して、県内で新しい事業場を設置する場合又は既存の事業場に、生産性向上等に資する設備又は創エネ関連設備を導入すること。
- ③ 投資額（既存の建物の取得に要する費用を除く。）の 2 分の 1 以上が、次表に掲げる業種に属する事業等の用に直接供するための設備の新設又は増設に充てられるものであること。
- ④ 国の補助金等、国の交付金を財源とする自治体の補助金等を活用する設備投資でないこと。
- ⑤ 事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。

分類番号	業種名	分類番号	業種名	分類番号	業種名
09	食料品製造業	23	非鉄金属製造業	44	道路貨物運送業
10	飲料・たばこ・飼料製造業（たばこを除く。）	24	金属製品製造業	45	水運業
11	繊維工業	25	はん用機械器具製造業	47	倉庫業
12	木材・木製品製造業	26	生産用機械器具製造業	48	運輸に附帯するサービス業
13	家具・装飾品製造業	27	業務用機械器具製造業	50	各種商品卸売業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	51	繊維・衣服等卸売業
15	印刷・同関連業	29	電気機械器具製造業	52	飲食品卸売業
16	化学工業	30	情報通信機械器具製造業	5311	木材・竹材卸売業
17	石油製品・石炭製品製造業	31	輸送用機械器具製造業	5411	農業用機械器具卸売業
18	プラスチック製品製造業	32	その他の製造業	5511	家具・建具卸売業
19	ゴム製品製造業	3719	その他の固定電気通信業	72	専門サービス業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	39	情報サービス業	73	広告業
21	窯業・土石製品製造業	40	インターネット付随サービス業	74	技術サービス業
22	鉄鋼業	41	映像・音声・文字情報制作業	92	その他の事業サービス業

(3) 助成対象経費・助成率・助成限度額・投資下限額

助成対象経費・助成率	助成限度額	投資下限額
<p>○生産性向上等に資する設備： 投資額×15%（中山間地域の場合は投資額×20%）</p> <p>A I、I o T、ロボット化、又は省エネ等により、単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率等の生産性が向上する建物・設備・ソフトウェアの工事費・設置費・運搬費等</p>	2億円	1,000万円 (税抜)
<p>○創エネ関連設備：投資額×50%</p> <p>太陽光、風力、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーを使用した発電設備や、再生可能エネルギーを使用して発電した電気を蓄電する設備の設備費・設置工事費・運搬費等</p>		
<p>○創エネ関連設備に付随する設備： 投資額×15%（中山間地域の場合は投資額×20%）</p> <p>発電設備等を効果的に運用するための補助的な設備(点検・補強設備等)の設備費・設置工事費・運搬費等</p>		

※いずれも固定資産台帳に登録するものに限りです。

(4) 事業期間

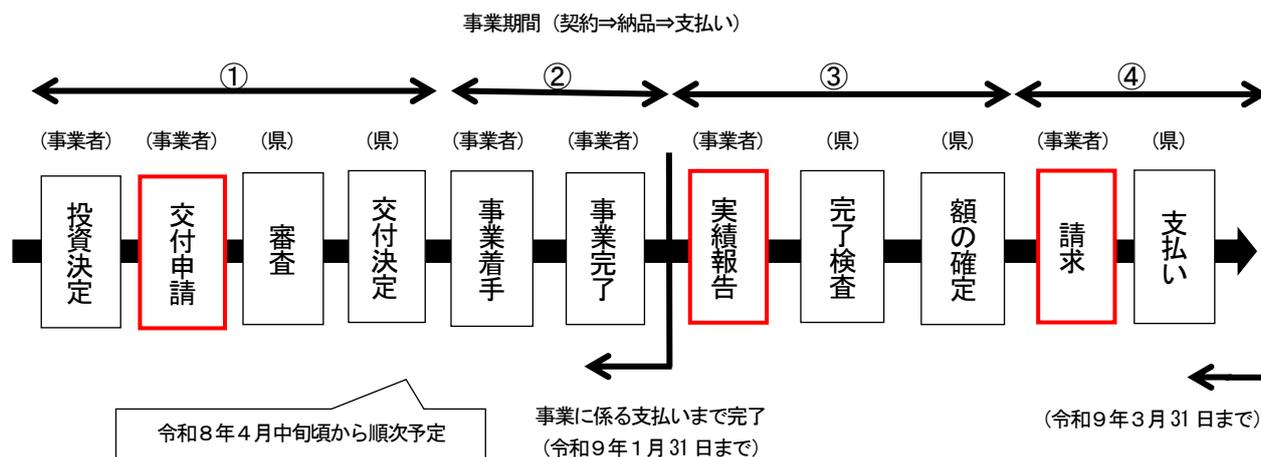
次の事業期間内に助成対象事業を完了させる必要があります。

事業期間とは、契約・発注などの事業着手から、設備導入、支払いまでの期間を指します。

事業期間：交付決定日から令和9年1月31日（日）まで

(5) 助成金事業の流れ

事業者から県への書類の提出は、事業着手前の「交付申請」、事業完了後の「実績報告」、「請求」の3度行う必要があります。



- ① 設備投資が決定しましたら、「交付申請書」を提出してください。提出後、県が審査を行い、交付決定を通知します。
※ 原則として公募締切日から15開庁日以内に審査を、審査日から7開庁日以内に交付決定を行います。（申請日から交付決定まで、概ね1か月程度を見込んでください。）
- ② 交付決定後、契約・発注など事業に着手し、設備導入、経費の支払いまでを令和9年1月31日までに完了させてください。
- ③ 事業完了後、速やかに「実績報告書」を提出してください。提出後、県が完了検査を行い、額の確定を通知します。
- ④ 額の確定後、「請求書」を提出してください。提出後、県から助成金をお支払いします（請求書受領から支払いまで1か月程度必要です）。

3 交付申請手続き

(1) 助成金交付申請書の公募期間

令和8年3月17日（火）～4月30日（木）17時15分（必着）

※先着順で受付し、審査・交付決定を行います。

公募期間中であっても予算がなくなり次第、公募を終了します。

(2) 提出書類

- 交付申請書（要綱 別記様式第1号）
- 添付書類
 - (1) 新增設事業場建設計画書（建物の新增設を行う場合に限る。）
 - (2) 機器等整備計画書
 - (3) 公害防止施設説明書（該当がある場合に限る。）
 - (4) 事業説明書
 - (5) 市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等の通知書の写し（別表1に掲げる業種以外の業種に属する事業の用に供するための設備投資を行う場合に限る。）
 - (6) 定款及び会社の概要等
 - (7) 法人登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）
 - (8) 申請時前3年分の財務諸表
 - (9) 広島県の県税に滞納がないことを証明する納税証明書（納税義務者に限る。）
 - (10) 共同事業者に関する証明書及び共同事業者の以下の書類（要綱第3条第2項の規定を適用する場合に限る。）
 - ・定款及び会社の概要等
 - ・法人登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）

- ・申請時前3年分の財務諸表
 - ・広島県の県税に滞納がないことを証明する納税証明書（納税義務者に限る。）
- (1) その他知事が必要と認める書類

⇒交付申請書及び添付資料の記載に係る留意事項・様式例等は、交付申請様式（Excel）を参照してください。

(3) 提出方法

広島県電子申請システムで提出してください。（電子申請システム上に書類データ一式をアップロード）
（電子申請システムでの提出が難しい場合は、メール等での提出も可能ですので、事前にご相談ください。）

＜提出先＞ 広島県電子申請システム

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=27811

＜問合せ先＞ 広島県 商工労働局 県内投資促進課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号 東館3階北側

T E L : 082-223-5050・5151 E-mail : syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp



(4) 審査方法

県が設置する審査会において、提出書類による審査を行い、その結果を踏まえ予算の範囲内で採択事業者を決定します。審査における評価の考え方は、別紙「審査基準」を参照してください。

《審査項目》

物価高騰等の影響度合、生産性向上の効果、投資規模、県内経済への波及効果（県内調達率）

※加点要素

- ・賃上げの具体的な計画
- ・中山間地域への設備投資
- ・投資内容の先進性、独自性、特殊性 等
- ・県が実施する事業への参加状況

（ひろしまユニコーン10 スタートアップアクセラレーションプログラム採択企業、ひろしまユニコーン10 ASIA CO-CREATION PROGRAM採択企業、ひろしまユニコーン10 Hiroshima Launchpad: North America 2025 採択企業、経営革新計画の承認企業、パートナーシップ構築宣言企業、リスキリング推進宣言制度登録企業、広島県人的資本経営研究会参加企業）

(5) 情報公開について

採択となった場合は、必要最低限の情報（助成対象者の名称、所在地、投資内容など）は、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

4 実績報告手続き

(1) 提出時期

事業完了後、速やかに（概ね20日以内）。

(2) 提出書類

- 実績報告書（要綱 別記様式第4号）
- 添付書類
 - (1) 事業実績説明書

- (2) 新增設事業場建屋一覧表（建物の新增設を行う場合に限る。）
 - (3) 公害防止対策の概要（該当がある場合に限る。）
 - (4) 助成金対象資産一覧表
 - ※経費の支払いを証明する書類（請求書及び振込明細書・領収書の写し等）及び固定資産台帳の写しを添付
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- ⇒実績報告書や添付資料の記載に係る留意事項・様式例等は、実績報告書様式（Excel）を参照してください。

5 助成金請求手続き

(1) 提出時期

額の確定の通知後、速やかに。

(2) 提出書類

- 請求書（要綱 別記様式第6号）
- ※ 請求書を県が受領してから支払いまで1か月程度かかります。

6 交付決定を受けた事業者の義務

この助成金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守らなければなりません。

- ① 交付決定後、助成事業の経費の配分や内容を変更しようとする場合（要綱第5条関係別表2に掲げる軽微な変更を除く。）又は助成事業を中止、廃止しようとする場合は、事前に知事の承認が必要ですので、速やかに県へご連絡ください。

※ 軽微な変更

経費の変更	事業内容の変更
交付申請時の投資予定額から20%未満の減少が見込まれる場合	計画の進捗により、数量の変更、設備等能力の大小など、事業の目的達成に支障を来すおそれのない範囲での変更が見込まれる場合

※ 交付決定額の増額は認められません。

- ② 助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに県へご連絡ください。
- ③ 完了検査以外に助成事業の進捗状況等を確認するために、県が報告を求めた場合や現地調査等を行う場合にはご協力をお願いします。
- ④ 県が助成対象者の名称、代表者名及び投資内容や成果について発表や公表の協力を求める場合があります。
- ⑤ 助成事業に係る経理について、支出の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後10年間保存してください。

7 その他の留意事項

助成対象者が「広島県補助金等交付規則」等に違反する行為等（例：他の用途への無断転用、虚偽報告など）をした場合には、助成金の交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等を行うことがあります。